



福岡県医発第1526号(保)
平成15年11月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



検査料の点数の取扱いについて

標記の件につきまして、平成15年10月31日付保医発第1031004号で厚生労働省保険局医療課長より別紙1のとおり取扱う通知があり、11月1日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容については、日本医師会において別紙2のとおり整理されていますので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌12月1日号に掲載を予定されています。

日医発第 660 号（保 117）
平成 15 年 11 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪井 栄 孝

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 15 年 10 月 31 日付保医発第 1031004 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、11 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 12 月 1 日号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1．検査料の点数の取扱いについて

（平 15．10．31 保医発第 1031004 号厚生労働省保険局医療課長通知）

2．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）



別 紙 1

保医発第1031004号

平成15年10月31日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)

老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

なお、本通知は平成15年11月1日から適用する。

記

「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）の一部を次のように改正する。

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D003の(5)の次に次のように加える。
 - (6) 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原
 - ア 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法により測定した場合に限り、区分「D012」感染症血清反応の「16」に準じて算定できる。
 - イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(6)中「金コロイド免疫測定法」を「金コロイド免疫測定法又はEIA法」に改める。

(参考：新旧対照表)

- ◎ 「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成14年3月8日保医発第0308001号）別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
D 0 0 3 糞便検査 (1)～(5) (略)	D 0 0 3 糞便検査 (1)～(5) (略) (6) 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原 ア 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、E I A法により測定した場合に限り、区分「D 0 1 2」感染症血清反応の「16」に準じて算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。
D 0 1 2 感染症血清反応 (1)～(5) (略) (6) 「12」抗抗酸菌抗体価精密測定は、金コロイド免疫測定法により実施した場合に算定する。 (7)～(40) (略)	D 0 1 2 感染症血清反応 (1)～(5) (略) (6) 「12」抗抗酸菌抗体価精密測定は、金コロイド免疫測定法又はE I A法により実施した場合に算定する。 (7)～(40) (略)

■新たに保険適用が認められた検査

平成15年10月31日 保医発第1031004号（平成15年11月1日適用）

1．糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原（EIA法）	D012 感染症血清反応の16に準じて算定する。	160点
平成14年3月8日保医発第0308001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」の「D003 糞便検査」の（5）の次に（6）として右のように加える。	D003 糞便検査 （6）糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原 ア 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法により測定した場合に限り、区分「D012」感染症血清反応の「16」に準じて算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断および治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保医発第180号）に則して行うこと。	
2．抗抗酸菌抗体価精密測定（EIA法）	D012 感染症血清反応の12として算定する。	120点
平成14年3月8日保医発第0308001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」の「D012 感染症血清反応」の（6）を右のように改める。	D012 感染症血清反応 （6）「12」の抗抗酸菌抗体価精密測定は、金コロイド免疫測定法またはEIA法により実施した場合に算定する。 下線部追加	

（日本医師会保険医療課）